

Accident cases

税理士職業賠償責任保険 事故事例

2021年7月1日～2022年6月30日

2021年7月1日～2022年6月30日

税理士職業賠償責任保険事故事例 2022年10月発行

発行者：株式会社日税連保険サービス 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

I 税理士職業賠償責任保険 保険金支払い状況

1. 年度別保険金支払件数と支払金額の推移	2
2. 2021年度 支払金額別件数表	3
3. 2021年度 税目別支払件数と支払金額	4
4. 2021年度 税目別内訳と主な事故原因	5

II 事故原因の類型と防止策

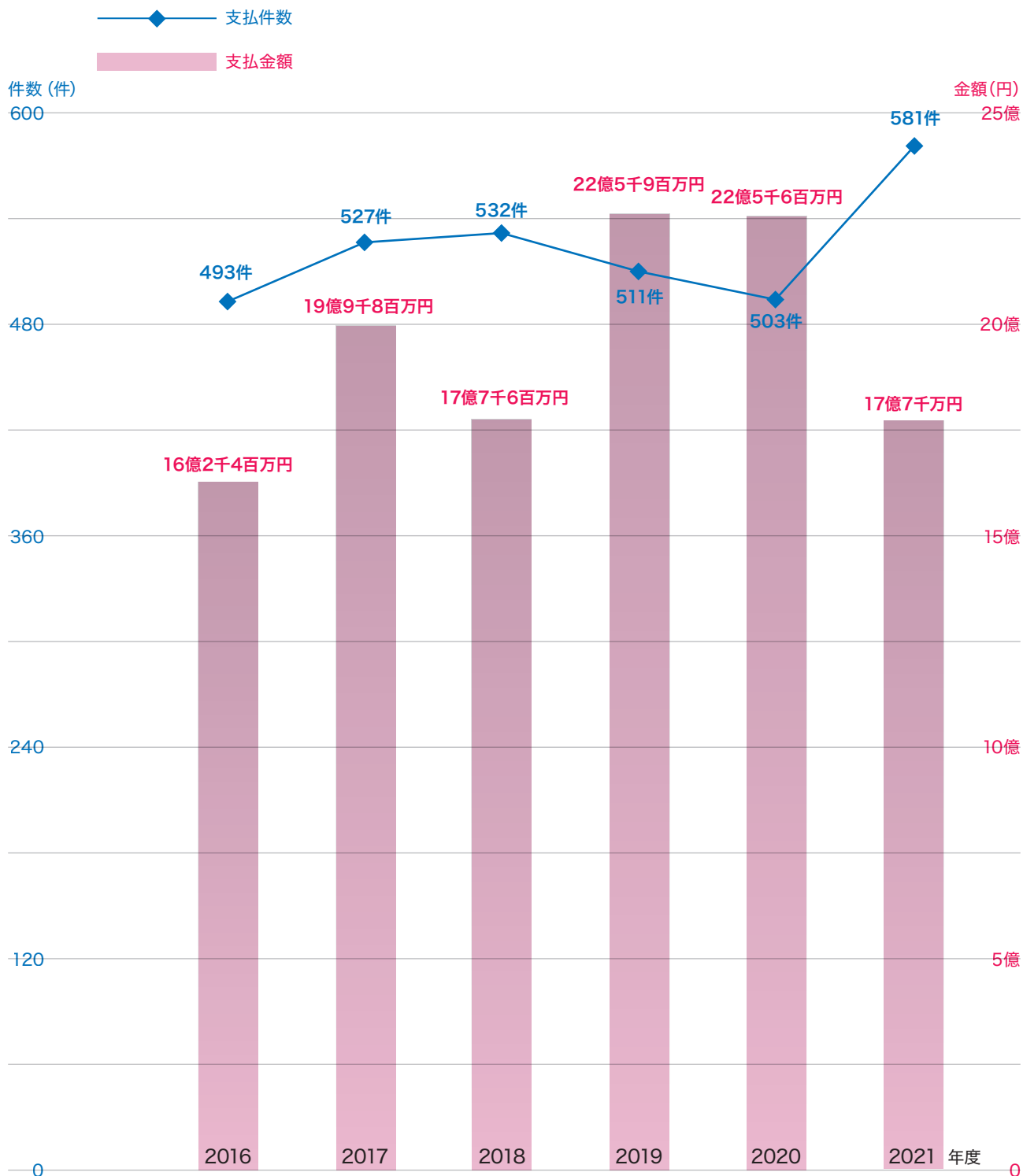
1. 事故原因の類型	6
2. 防止策	7

III 事故事例

事故事例についての留意点・保険金支払いに関するルール	8
1. 保険金が支払われた事例	9
主契約 事例	
消費税関係 事例 1～7	
所得税関係 事例 8～12	
法人税関係 事例13～19	
相続税関係 事例20～21	
地方税関係 事例22	
事前税務相談業務担保特約 事例	
所得税関係 事例 1	
相続税関係 事例 2	
2. 保険金が支払われなかった事例	33
消費税関係 事例 1	

税理士職業賠償責任保険 保険金支払い状況

1 年度別保険金支払件数と支払金額の推移



保険年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
支払件数	493件	527件	532件	511件	503件	581件
支払金額	16億2千4百万円	19億9千8百万円	17億7千6百万円	22億5千9百万円	22億5千6百万円	17億7千万円

(円)



〈2021年度 事故の傾向〉

2021年度の支払件数は、前年度より78件増加し、過去最も多かった2018年度の532件を抜いて過去最多となった。特に2021年度は、支払保険金1,000万円未満の少額支払件数が増加しており、支払件数を引き上げる要因になっている。

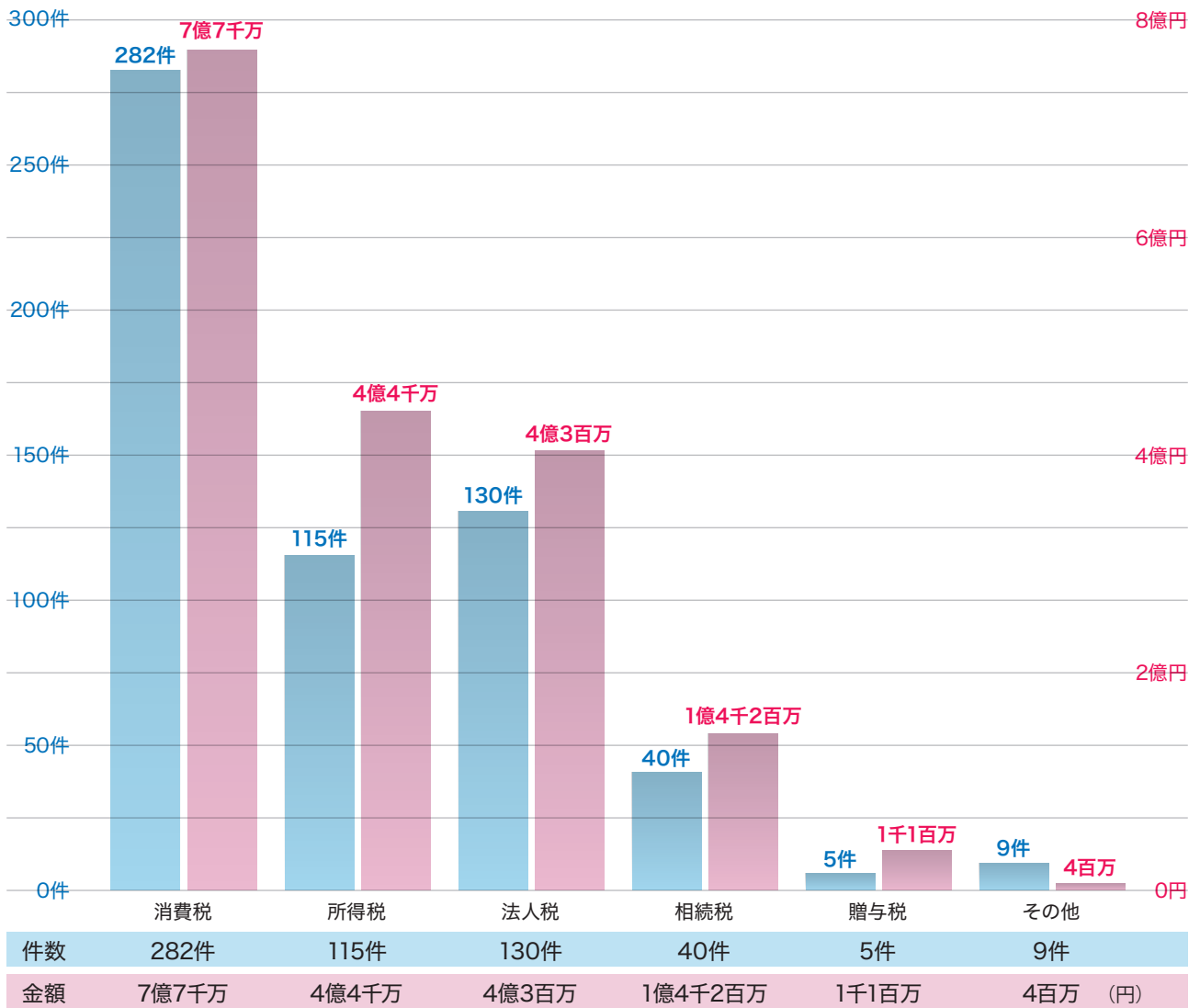
一方で、支払金額については、前年度より4億8千6百万円の減少となった。これは、1億円を超える高額支払事故が0件だったことに加え、3,000万円未満の支払金額事故が前年度より減少したことによるものだが、1,000万円未満の支払金額事故が増加しており、少額支払事故が増加傾向にあることがうかがえる。

ちなみに全体のうち特約(任意加入)の保険金支払状況は、事前税務相談業務担保特約19件(支払金額9千6百万円)、情報漏えい担保特約0件であった。

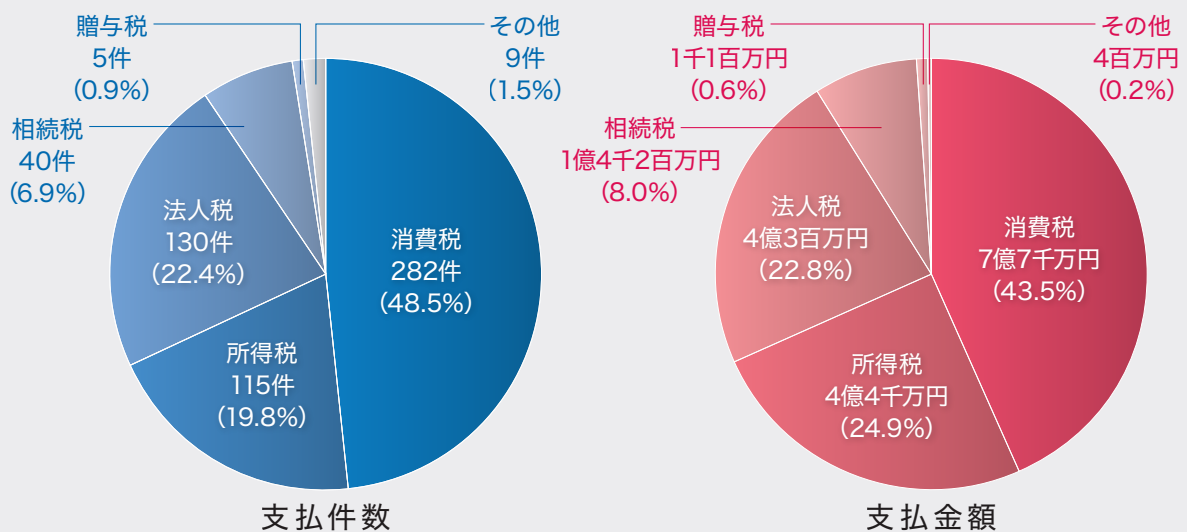
税目別では、例年同様に消費税が全体の50%近くを占め、次に法人税22%強、所得税20%と続く。事故の要因としては、例年同様消費税・所得税・法人税における各種届出書の提出失念が目立っており、消費税では課税仕入れ税額一括/個別 誤選択、所得税では住宅借入金等特別控除に関する誤り、法人税では事前確定届け出給与に関する届出書の提出失念・記載誤りが多くなっている。

3

2021年度 税目別支払件数と支払金額



〈構成比〉



4

2021年度 税目別内訳と主な事故原因

税目別内訳

(単位:円)

税目	件数	支払金額	主な内容			
消費税	282	7億7千万	内 容			
			①簡易課税選択届出書・提出失念	52		
			②簡易課税不適用届出書・提出失念	88		
			③課税事業者選択届出書・提出失念	38		
			④課税事業者選択不適用届出書・提出失念	15		
			⑤簡易課税/原則課税・誤選択	17		
			⑥課税事業者・誤選択	6		
			⑦課税仕入れ税額 一括/個別 誤選択	24		
			⑧その他	42		
			合 計	282		
所得税	115	4億4千万	⑧その他の内訳			
			・課税売上額/課税仕入額の誤り(14件)			
			・課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書提出失念(3件)			
			・法人化時の基金の消費税申告誤り			
			・決算期の変更手続き失念			
			・【事前税務相談】法人設立初年度の決算期の設定に関するアドバイス誤り(4件)			
			・【事前税務相談】設立時資本金に関する助言誤り			
			・【事前税務相談】免税事業者/課税事業者の判定誤り 等			
			・住宅借入金等特別控除に関する誤り(19件)			
			・不動産所得等の必要経費の計上漏れ(3件)			
法人税	130	4億3百万	・青色申告承認申請書 提出失念(4件)			
			・青色事業専従者給与に関する届出書 提出失念(2件)			
			・租税特別措置法第26条社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用失念(3件)			
			・生産設備等投資促進税制を適用すべきところ中小企業投資促進税制を誤適用(2件)			
			・上場株式等の配当についての申告方法の選択誤り(8件)			
			・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除適用失念(9件)			
			・減価償却費の計上誤り(6件)			
			・【事前税務相談】居住用財産の譲渡時期に関する助言誤り			
			・【事前税務相談】譲渡所得に関する説明誤り			
			・【事前税務相談】みなし配当に関する助言誤り 等			
相続税	40	1億4千2百万	・事前確定届出給与に関する届出書の提出失念・記載誤り(40件)			
			・法人税額特別控除の適用失念(雇用者給与等支給額が増加した場合)(11件)			
			・中小企業投資促進税制の適用失念(9件)			
			・青色申告の承認申請書提出失念(13件)			
			・欠損金の繰戻しによる還付請求書提出失念(9件)			
			・法人税額特別控除の適用失念(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)(9件)			
			・記帳・決算処理における計算等誤り(4件)			
			・【事前税務相談】使用人兼役員の要件判定誤り			
			・【事前税務相談】分掌変更による役員退職金に関する助言誤り 等			
			・小規模宅地の特例適用誤り(23件)			
贈与税	5	1千1百万	・相続財産の評価額算出誤り(6件)			
			・広大地評価の適用失念(3件)			
			・相続時精算課税選択届出書の提出失念			
			・相続税の納税猶予及び免除の特例適用に関する申告書の誤記載			
			・遺産分割確定後の更正の請求の期限徒過			
			・【事前税務相談】相続財産の寄付に関する助言誤り 等			
			・相続時精算課税選択届出書の提出失念(3件)			
			・【事前税務相談】個人版特例事業承継税制の要件説明誤り 等			
			その他	9	4百万	・固定資産税:固定資産税減免申請の提出失念
						・固定資産税:固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告の提出失念
・住民税:申告不要制度書類 提出失念						
・償却資産の申告誤り						
・【事前税務相談】先端設備導入計画に係る認定申請書の提出をする旨の助言を失念 等						
合計	581	17億7千万				

II 事故原因の類型と防止策

1

事故原因の類型

1

税法・省令・通達（優遇税制の適用失念等）

税法・省令・通達の不知（見落とし）、不十分な理解や解釈誤り

→ P12 事例4（消費税）、P23 事例15（法人税）、P27 事例19（法人税）

2

税法・省令・通達と事実関係の当てはめ誤り

所得の種類区分、課税・非課税・不課税区分などの判断誤り、検討誤り

→ P15 事例7（消費税）、P18 事例10（所得税）、P28 事例20（相続税）

3

申告書・申請書・別表・届出書

提出失念や書式・用紙誤り、記載誤り、記入漏れ、添付書類不足や添付書類誤り、過去の届出書提出状況の確認不足

→ P9 事例1（消費税）、P21 事例13（法人税）、P24 事例16（法人税）

4

申告期限・届出期限等

期限の失念、期限を誤って認識

→ P25 事例17（法人税）

5

依頼者への説明不足、依頼者の意思確認不足

税法上の選択（消費税や租税特別措置法等）、課税事業者選択届、簡易課税制度選択届、一括比例配分方式の2年間拘束

→ P32 事前税務相談特約 事例2（相続税）

6

計算誤り、会計処理の誤り

足し算・引き算誤り、法令規定の計算順序の誤り、定率法と定額法の誤り

→ P30 事例22（地方税）

7

シミュレーション

申告方法・所得額計算方法・税額計算方法等に複数の選択肢がある場合のシミュレーションの失念、シミュレーション内容の誤り

→ P31 事前税務相談特約 事例1（所得税）

8

思い込み

→ P20 事例12（所得税）、P29 事例21（相続税）

9

事実関係

事実関係の不確認、確認不十分

→ P14 事例6（消費税）

1 チェックリスト等の活用

- 自己診断チェックリスト〈公益財団法人日本税務研究センター〉
- チェックシート〈国税庁HP〉
- 業務チェックリスト〈日本税理士会連合会・業務対策部〉
- 自主点検チェックシート・自主点検ガイドブック〈公益財団法人全国法人会総連合〉

2 関与先との連携

- 関与先とコミュニケーションを密にとる
- 事前に十分な説明を行い、有利選択を依頼者を含めて行う
- 届出書等は、依頼を受けたらすぐに提出する
- 意思決定の証拠は書面に残す

3 特に注意を要する項目

- 過去の届出書提出状況を確認する
- 税制改正の内容は必ず確認する
- 設立2期目の納付義務に注意する
- 特例適用の可否は慎重に判断する
- 届出書の提出失念に注意する
- シミュレーションは慎重に行う

4 組織体制

- 自己研鑽を欠かさない
- 思い込みに注意する
- 職員等の税務知識向上を心掛ける
- 組織内でのチェック体制を構築する
- 組織内で担当者を定期的に変更する
- 毎年「新しい目」で確認する



事故事例

事故事例についての留意点

1

税理士職業賠償責任保険の保険事故においては、税理士が職業上相当の注意を尽くしたか否か、あるいは税理士の過失割合はどうかについて、個々の事案ごとに審査することになります。ここに掲載している事故事例は、一件、一件厳正に調査検討し、妥当な損害賠償金額を認定されたものでありますが、紙幅の関係上、その要旨のみを掲載しております。したがって、この事故事例に掲載されているものと一見同様の内容であっても、直ちに有責あるいは同額の保険金が支払われるということではありませんので、ご注意ください。

2

保険金の支払可否および金額の算定については、公正を期するため、保険事故審査会（学識経験者で構成）・調査委員会（日本税理士会連合会推薦の税理士・弁護士・保険会社で構成）を設置し、その審査を経て決定しています。

保険金支払いに関するルール

1

納税額が過大であったこと（または還付額が過少であったこと）の結果として、納税者が納付すべき他の納税額が減少する場合（将来において減少する場合を含みます。）には、保険金の支払対象となる損害保険金を算出するに際し、この減少する納税額に相当する金額を、損害額から控除することとしています。

2

納税者に支払った損害賠償金が納税者にて雑収入その他の益金（名目のいかんを問いません。）として計上されることによって、納税者の法人税、所得税、住民税等の税額が増加する場合があります。この場合、当該増加税額については保険金に含まれません。

消費税簡易課税制度選択不適用届出書提出失念により 過大納付消費税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、平成23年12月関与を開始した。消費税については、関与開始以前の平成19年10月に簡易課税制度選択届出書が提出されていた。

平成30年3月、担当職員は依頼者法人より賃貸用建物購入の計画を聴取し、消費税額還付の手続の依頼を受け、同年5月に6月から適用開始の消費税課税事業者選択届出書を提出した。その際、簡易課税制度が選択されていることについての検討確認を怠り、簡易課税制度選択不適用届出書の提出を行わなかった。

平成31年1月に建物を完成取得し、依頼者法人の決算期を5月から2月へ変更し、令和元年5月、平成31年2月期消費税確定申告書（本則課税適用）を提出したところ、翌月に税務署より簡易課税制度選択届出書が提出されているため消費税還付はできない旨の連絡を受け、本件過誤が発覚した。これにより発生した過大納付消費税額について、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 令和元年5月、平成31年2月期消費税確定申告書（本則課税適用）を提出したところ、翌月に税務署より簡易課税制度選択届出書が提出されているため消費税還付はできない旨の連絡を受け、本件過誤が発覚した。

事故の原因

- 税理士及び担当職員は、依頼者法人から賃貸用建物購入の計画を聴取し、消費税の還付手続きの依頼を受けたことから、消費税還付を受けるため課税事業者選択届出書は提出したが、簡易課税制度選択届出書提出の有無について確認を怠り、簡易課税制度選択不適用届出書の提出をしなかったため。

税賠保険における判断

- 税理士及び担当職員が関与開始以前に簡易課税制度選択届出書の提出がされていたことの確認を怠り、簡易課税制度選択不適用届出書の提出をしなかったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付消費税額約1,200万円から税効果による回復額約300万円を差し引いた約900万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約870万円が保険金として支払われた。

消費税

消費税簡易課税制度選択不適用届出書提出失念により 過大納付消費税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、平成29年9月、顧問契約を締結して関与を開始し、依頼者法人より、平成31年3月に事務所・店舗用賃貸ビル建設を予定している旨の報告を受け、消費税が還付される旨を説明した。

依頼者法人は、平成29年12月にビル建設の着工をし、平成31年3月に完成取得した。税理士は、平成30年9月に消費税還付に対応するべく、事業年度変更届出書（1月決算⇒9月決算へ変更）と、消費税課税事業者届出書（基準期間用）を提出した。その際、簡易課税制度が選択されていることについての確認を怠り、簡易課税制度選択不適用届出書の提出を行わなかった。

令和元年11月、税理士は、令和元年9月期決算申告業務の際、税務署より送付の消費税確定申告書が簡易課税用であったことから本件過誤が発覚した。翌日、依頼者法人に過誤を報告し、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 令和元年11月、令和元年9月期決算申告業務の際、税務署より送付された消費税確定申告書が簡易課税用であったことから本件過誤が発覚した。

事故の原因

- 税理士は、関与を開始した平成29年9月に平成31年3月に事務所・店舗用賃貸ビル建設を予定している旨の報告を受け、消費税が還付されることを説明したが、その際に、簡易課税制度選択届出書提出有無の確認を怠ったため。

税賠保険における判断

- 税理士は、関与を開始した平成29年9月に平成31年3月に事務所・店舗用賃貸ビル建設を予定している旨の報告を受け、消費税が還付されることを説明したが、その際に、簡易課税制度選択届出書提出有無の確認を怠ったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付消費税額約1,400万円から税効果による回復額約400万円を差し引いた約1,000万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約970万円が保険金として支払われた。

消費税

消費税課税事業者選択届出書提出失念により 還付不能消費税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、設立3期目である平成29年12月期の消費税につき、基準期間である設立1期目の課税売上高が1千万円以下であるため、消費税課税事業者選択届出書を提出しなければ工場の建築に係る消費税の還付が受けられないにもかかわらず、消費税課税事業者選択届出書の提出を失念してしまった。

これにより還付不能消費税額が発生したとして、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 依頼者は新設法人に該当しており、設立1期目及び2期目は課税事業者であった。依頼者は当初、工場の建築を設立2期目に行う予定であったが、建築計画が遅れてしまい、設立3期目に着工し、引渡しを受ける旨を事前に税理士に報告していた。依頼者は、設立1期目の課税売上高がゼロであり、設立3期目は免税事業者となってしまうことから、工場建築に係る消費税の還付を受けるためには事前に消費税課税事業者選択届出書を提出しなければならなかったが税理士はこれを失念してしまい、設立3期目の決算作業中に税理士自ら過誤に気付いた。

事故の原因

- 工場建築に係る消費税の還付を受けるためには事前に消費税課税事業者選択届出書を提出しなければならなかったが税理士が提出を失念したため。

税賠保険における判断

- 税理士は、依頼者から設立3期目に着工し、引渡しを受ける旨の報告を事前に受けていたにも関わらず、事前に消費税課税事業者選択届出書を提出すべきところこれを失念し、消費税の還付が受けられなくなってしまったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付消費税額約900万円から税効果による回復額約200万円を差し引いた約700万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約670万円が保険金として支払われた。

消費税

消費税課税事業者選択届出書提出失念により 過大納付消費税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、平成29年10月に関与を開始した。同月、依頼者から平成31年完成予定の店舗兼マンション（同年3月着工済）建築の報告を受け、税理士は消費税が還付される旨を説明し、同年11月には建築請負契約書の写しを入手した。

令和元年9月、賃貸用建物が完成し事業の用に供したことから、同年10月、税理士は消費税課税事業者選択届出書の提出期限について検討確認を行ったところ、事業を開始した年は完成引渡しを受けた年ではなく、建築請負契約を締結した平成29年であったため、前年末までに提出する必要があったことに気づき、過誤が発覚した。これにより発生した消費税過大納付税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 消費税課税事業者選択届出書の提出期限について検討確認を行っている中で、過誤が発覚した。

事故の原因

- 税理士は、依頼者から報告を受けて、消費税が還付されることの説明をしたが、賃貸用建物が完成する令和元年中に提出すればよいと誤認していたため、平成30年12月31日までに提出すべき消費税課税事業者選択届出書の提出を怠ってしまったため。

税賠償における判断

- 平成30年12月31日までに提出すべき消費税課税事業者選択届出書の提出を怠り、令和元年分消費税については課税事業者となることができず、消費税額の還付を受けることが出来なかったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付消費税額約2,000万円から税効果による回復額約1,100万円を差し引いた約900万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約870万円が保険金として支払われた。

一括比例配分方式と個別対応方式の選択誤りにより 過大納付消費税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者がマンション一棟を取得した際、令和元年12月期の消費税について、建物については非課税対応課税仕入れに区分すべきところ、誤って共通対応課税仕入れに区分されていたがこれに気付かず、有利判定を行い、個別対応方式で申告書を提出した。その後、税務署から上記誤りにつき指摘を受け、マンション建物の取得を非課税対応課税仕入れに直して修正申告をしたところ、一括比例配分方式が有利となった。

修正申告での一括比例配分方式への変更は認められないことから、不利な個別対応方式での申告となってしまった。これにより、有利な一括比例配分方式と不利な個別対応方式との差額につき損害が発生したとして、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 税務署から区分誤りにつき指摘を受け発覚した。

事故の原因

- 依頼者は課税売上高5億円超であったため、全額控除は認められず、毎期有利な個別対応方式で申告していた。依頼者は、令和元年6月にマンション一棟を取得しており、マンション建物の取得は非課税対応課税仕入れに区分されるため、令和2年12月期は一括比例配分方式が有利であった。しかし、依頼者はこれを誤って共通対応課税仕入れに区分しており、税理士はこれに気付かず有利判定を行ったため。

税賠保険における判断

- 当初個別対応方式で申告していたものの、その後税務署から指摘を受け、非課税対応課税仕入れに直して修正申告をしたところ、一括比例配分方式が有利となった。しかし、修正申告での一括比例配分方式への変更は認められないことから、不利な個別対応方式での申告となってしまう、これにより有利な一括比例配分方式と不利な個別対応方式との差額につき損害が発生したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付消費税額約1,800万円から税効果による回復額約600万円を差し引いた約1,200万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約1,170万円が保険金として支払われた。

事業開始日の確認懈怠により、過大納付消費税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、令和元年7月、依頼者が代表者である法人を清算し、個人事業への引継ぎの相談を受けた。税理士は、法人清算手続き後、令和2年3月に個人事業を開始した依頼者の令和2年分より消費税の課税事業者となるべく課税事業者選択届出書を令和2年5月に提出した。

事業引継ぎに伴う消費税の還付申告を予定していたが、依頼者は以前から不動産賃貸業を営んでいたことから、課税事業者選択届出書の効力は令和3年分より生じるため、事業引継ぎに伴う令和2年分の消費税の還付申告不可となったことを依頼者へ説明したところ、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 税務署より、依頼者は既に不動産賃貸業を営んでいるため、課税事業者選択届出書の効力は令和3年分から生じるとの連絡を受けたことにより発覚した。

事故の原因

- 依頼者の消費税の課税状況・届出書等の提出履歴、事業の実態等を確認し、依頼者にとって有益な選択ができるよう準備すべきところ、依頼者の事業実態の確認を怠ったことにより、課税事業者選択届出書の提出時期を誤ったため。

税賠保険における判断

- 依頼者からは、令和元年7月より法人から個人への事業の引継ぎ等の相談を受けており、税理士が依頼者の過去の確定申告書等を確認していれば、依頼者が既に消費税の申告義務が生ずべく不動産賃貸業を営んでいたことから令和2年分から消費税の課税事業者となるためには、令和元年12月31日までに課税事業者選択届出書の提出が必要であることは明白であった。そのため、課税事業者選択届出書の提出を失念したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 令和2年分の消費税について、課税事業者として申告が可能であった場合の消費税還付額約420万円から税効果による回復額約40万円を差引いた約380万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約350万円が保険金として支払われた。

消費税

消費税の課税／非課税の判定誤りにより、 過大納付消費税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、新たに課税事業者となった依頼者の平成23年9月期以降の消費税申告において、非課税売上に該当する地代収入を店舗貸付に係る家賃収入と誤認し、課税売上として申告していたことに令和3年10月、令和3年9月期の申告作業中に気付いた。

依頼者へミスの内容を説明したところ、更正請求期限を徒過した平成23年9月期から平成27年9月期の過大納付消費税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

なお、平成28年9月期から令和2年9月期までの消費税は更正の請求により過大納付消費税額は還付された。

事故発覚の経緯

- 会計事務所の担当者変更により、新たに依頼者の担当となった者が、賃貸借契約書を依頼者から入手したことにより、店舗の貸付ではなく土地の貸付であることに気づき、過誤が発覚した。

事故の原因

- 依頼者の賃貸借の内容については、依頼者が貸主・借主いずれの場合においても契約書等で内容を確認し、適正な経理処理により申告書に反映すべきところ、店舗の貸付と思い込み、賃貸借契約書の確認を怠ったため。

税賠保険における判断

- 賃貸借契約書を入手して内容を確認すれば容易に判断できる非課税売上である地代収入を、賃貸借契約書の確認を怠り、長年に亘って課税売上として課税処理したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 平成23年9月期から平成27年9月期までの過大納付消費税額約220万円から税効果による回復額約65万円を差引いた約155万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約125万円が保険金として支払われた。

上場株式の配当所得に係る課税方式の選択誤りにより 過大納付所得税額が発生した事例

〈事故の概要〉

依頼者は平成29年に実父の相続により上場株式を取得し、平成30年から毎年、上場株式の配当所得が発生していた。税理士は平成30年から依頼者の確定申告を行っていたが、依頼者の所得税の実効税率から、上場株式の配当所得については常に申告不要制度が有利であったが、税理士は有利判定を行わず、不利な総合課税で申告していた。

税理士は、令和3年分の確定申告作業中に、はじめて有利判定を行い、当初から申告不要制度を選択した方が有利であった事に自ら気付いたが、平成30年から令和2年分の所得税確定申告において、上場株式の配当所得につき、申告不要制度を選択した方が有利であったにもかかわらず、不利な総合課税で申告してしまっていた。これにより発生した過大納付所得税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 令和3年分の確定申告作業中に、はじめて有利判定を行い、当初から申告不要制度を選択した方が有利であった事に気付いたもの。

事故の原因

- 依頼者の所得税の実効税率から、上場株式の配当所得については常に申告不要制度が有利であったが、税理士は有利判定を行わず、不利な総合課税で申告していたため。

税賠保険における判断

- 平成30年の申告時点で有利判定を行っていれば、申告不要制度を選択できていたことから、不利な総合課税で申告していたことは税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 平成30年から令和2年分の過大納付所得税額約800万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約770万円が保険金として支払われた。

確定申告において居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の適用を失念した結果、過大納付所得税額が発生してしまった事例

〈事故の概要〉

税理士は、毎年確定申告を行っている依頼者について、自宅を売却したと聞いたことから売却に係る譲渡所得税の申告を行った。

申告では損失が発生しているにもかかわらず、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の適用の可否判断も行わないまま申告を行っていた。所得税の確定申告を行う際に、新規住宅の住宅ローンの資料を受領したことから適用失念に気づいた。

当該過大納付所得税額について、税理士が依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 所得税の確定申告を行う際に、新規住宅の住宅ローンの資料を受領したことから適用失念に気づいた。

事故の原因

- 自宅を売却して損失が発生した場合には、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の適用や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算などの特例を受けることができるが、これらの適用の可否判断を行わず、特例の適用を失念したまま申告を行ってしまったため。

税賠保険における判断

- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の適用要件はすべて満たしていたため、適用の有無をしっかりと確認していれば適用を受けることができたことと認められることから、適用失念は税理士の善管注意義務違反と認定された。

支払保険金

- 過大納付所得税額約320万円を認容損害額とし、免責金額30万円を控除した約290万円が保険金として支払われた。

申告書への源泉徴収税額記載漏れにより、 過大納付所得税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、平成27年分以降の依頼者の所得税確定申告に関与しており、会計ソフトへの伝票入力から確定申告書の作成まで請け負っていた。

税理士は、売上計上時に源泉税相当額を事業主貸し勘定で計上していたが、申告書作成時にその集計を忘れ源泉徴収税額を申告書に過少に記載して申告し続けた。

令和4年3月に誤りに気づき、平成28年分以降の申告については更正の請求を行ったものの、更正の請求期間を徒過していた平成27年分の過大納付所得税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 令和4年3月に会計事務所内で経理処理の見直しを行った際に、源泉徴収税額の過少申告が発覚した。

事故の原因

- 売上計上時に源泉所得税であることが容易に分かる勘定科目を用いなかったことに加え、申告時にも売上に対して源泉税額が過少であることに気付かなかったこと、さらに、長年にわたりそのような単純ミスをチェックできる体制がなかったため。

税賠保険における判断

- 源泉徴収税額の集計もれという単純な誤りであり、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付所得税額約180万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約150万円が保険金として支払われた。

相続で取得した不動産の減価償却計算を誤ったことにより、 過大納付所得稅額が発生した事例

〈事故の概要〉

依頼者は、平成18年に相続により賃貸用不動産を取得した。税理士は、平成18年から令和元年までの所得稅の確定申告において、相続で取得した賃貸用不動産について、被相続人から取得価額・未償却残高・耐用年数・経過年数を引き継いで減価償却計算を行うところ、誤って所得稅法基本通達49-20（定率法から定額法に変更した場合等の償却費の計算）に基づく未償却残高を取得価額とみなした減価償却計算を行っていた。その結果、減価償却費が過少となり過大納付所得稅額等が発生した。

更正の請求により救済可能である平成27年から令和元年分より以前の平成18年から平成26年までの過大納付所得稅額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 令和2年12月、税理士は依頼者との契約を解除した。その後、令和2年度の確定申告作成時に、新たに申告を依頼された他の税理士より賃貸用不動産の減価償却方法についての問い合わせがあり、減価償却方法を改めて確認したところ、ミスが発覚した。

事故の原因

- 相続により取得した賃貸用不動産の減価償却の計算方法の確認を怠ったため。

税賠保険における判断

- 税理士が相続により取得した賃貸用不動産の減価償却費の計算方法の確認をしていれば、依頼者の過大納付所得稅額が生じなかったと推定されるため、計算方法の確認を怠ったことは税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 相続で取得した賃貸用不動産の減価償却費の計算誤りによって生じた平成18年から平成26年までの過大納付所得稅額約460万円から稅効果による回復額約2万円を差し引いた約458万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約428万円が保険金として支払われた。

源泉徴収なしの特定口座の申告の失念により、 過大納付所得税額等が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者の令和2年分の所得税の申告に際して、依頼者が特定口座の「源泉徴収なし」を有していたが、申告対象とせず、確定申告を行った。また、依頼者は特定口座の「源泉徴収あり」も有しており、この「源泉徴収あり」の特定口座は上場株式等の譲渡損失があったが、「源泉徴収なし」の口座同様に申告対象とせず、損失繰越のための申告を失念した。

税理士は令和3年11月に申告をしていないことに気がつき、これにより過大納付所得税額が発生し、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 令和3年11月、依頼者の所轄税務署より、「株式等に係る譲渡所得等の申告についてのお尋ね」が依頼者に届いたことで発覚した。

事故の原因

- 令和3年2月に依頼者よりすべての特定口座年間取引報告書を受領していたにもかかわらず、税理士が、特定口座年間取引報告書ということだけで申告不要と思ひ込み、資料の確認を怠ったため。

税賠保険における判断

- 源泉徴収を行っていない特定口座について、上場株式等の譲渡益が発生している場合、申告が必要である。また、源泉徴収を行っている特定口座について、上場株式等の譲渡損失が発生している場合、申告をすれば損失の繰越が最長3年間できる。今回、税理士が源泉徴収を行っている特定口座の上場株式等の譲渡損失の申告を行っていれば、源泉徴収を行っていない特定口座の上場株式等の譲渡益を譲渡損失と相殺できたため、源泉徴収を行っていない特定口座及び源泉徴収を行っている特定口座それぞれの上場株式等の譲渡損失の申告を失念したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 令和2年分の過大納付所得税額約43万円から税効果による回復額約1万円を差し引いた約42万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約13万円が保険金として支払われた。

青色申告承認申請書の提出失念により、 過大納付法人税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者の法人設立と同時に関与を開始した。設立初年度である平成25年12月期に法人設立届出書等、設立関係の各種届出書を提出したが、青色申告承認申請書のみ提出を失念した。

これに気付いたのが設立9期目である令和3年12月期であったことから、令和2年12月期（令和3年12月期はコロナ延長特例により青色で申告。）までに発生した欠損金の繰越控除ができなくなってしまった。これにより、控除不可となった欠損金につき損害が発生し、税理士は依頼者法人より損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 設立9期目である令和3年12月期に、青色申告承認申請書のみ提出を失念していることに気付いた。

事故の原因

- 税理士は関与開始後直ちに法人設立届出書等、設立関係の各種届出書を提出したが、青色申告承認申請書のみ提出を失念してしまったため。

税賠保険における判断

- 設立関係の各種届出書の提出にあたり青色申告承認申請書の提出を失念したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付法人税額約1,500万円から税効果による回復額約100万円を差し引いた約1,400万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約1,370万円が保険金として支払われた。

事前確定届出給与に関する届出書の提出失念により、 過大納付法人税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、令和2年9月、事前確定届出給与に関する届出書（以下、本件届出書）の作成依頼を受けた。

令和2年10月、税理士は依頼者に本件届出書（案）及び定時株主総会議事録（案）をメールで送信し、その後依頼者は定時株主総会及び取締役会で事前確定届出給与を決議した。同月、税理士は、本件届出書を電子データに変換したがe-tax送信を失念した。

令和3年8月、税理士により、本件届出書のe-tax送信が未了であることが発覚した。依頼者に報告を行い、税理士は依頼者から過大納付法人税額について損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 令和3年8月、税理士により、本件届出書のe-tax送信未了が発覚し事故が判明した。

事故の原因

- 税理士が事前確定届出給与に関する届出書作成し、依頼者の承認を得ていたにもかかわらず、e-tax送信提出を失念したため。

税賠保険における判断

- 依頼者の承認を得ていたにもかかわらず、e-tax送信提出を失念し、依頼者の事前確定届出給与の損金算入ができなかったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付法人税額約2,000万円から税効果による回復額約200万円を差し引いた約1,800万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約1,770万円が保険金として支払われた。

所得拡大促進税制の適用失念により、 過大納付法人税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者の平成29年12月期及び平成30年12月期の法人税につき、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の適用が受けられたにもかかわらず、これを適用せずに申告してしまった。

依頼者から上記特別控除について問い合わせを受け、過年度分を調査した結果、上記特別控除の適用失念が発覚した。これにより、過大納付法人税額が発生し、税理士は依頼者から賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 依頼者から上記特別控除について問い合わせを受け、税理士が過年度分を調査したところ、適用を失念していたことが発覚した。

事故の原因

- 依頼者は中小企業者等に該当し、平成29年12月期及び平成30年12月期は雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の適用要件を満たしていたが、税理士がこの特別控除の適用を失念したまま申告したため。

税賠保険における判断

- 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の適用要件を満たしていたにもかかわらず、適用を失念したまま申告したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付法人税額等約600万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約570万円が保険金として支払われた。

試験研究費の税額控除の適用にあたり、明細書の記載事項を失念したことにより、過大納付法人税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者法人の令和2年3月期の法人税の申告において、試験研究費の税額控除の適用にあたり、別表六(八)の控除対象試験研究費の額の記載を失念した状態で申告書を提出した。

試験研究費の税額控除の規定の適用により控除される金額は、当初提出した確定申告書に添付された書類に記載された試験研究費の額及び特別試験研究費の額を基礎として計算された金額に限るものとされているため、適用要件を満たしていなかった。

明細書に正しく控除対象試験研究費の額を記載していれば、試験研究費の税額控除の適用は可能であったため、過大に納付することになった法人税額について、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 令和2年3月期の申告書提出後に、依頼者法人から試験研究費の税額控除の適用について照会があったことにより発覚した。

事故の原因

- 明細書の記載事項を失念するという単純なミスに加え、事務所内でそのような誤りをチェックできる体制がなかったため。

税賠保険における判断

- 控除対象試験研究費の額の記載を失念し、その記載が無い状態で確定申告書の提出をしてしまい、適用要件を満たさなかったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付法人税額約780万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約750万円が保険金として支払われた。

期限後申告書の提出順序を誤ったことにより 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除の規定が 適用されず、過大納付法人税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、令和3年2月に、平成30年1月期から令和2年1月期まで無申告であった依頼法人から期限後申告を受任した。

令和3年3月に、税理士は平成31年1月期から令和2年1月期までの期限後申告を行った。なお、平成30年1月期の期限後申告は失念していた。

その2日後、税理士は平成30年1月期の期限後申告を失念していることに気が付き、直ちに期限後申告を行ったところ、平成30年1月期に生じた青色欠損金を繰越することができなくなった。

令和3年6月に、税理士は繰越控除ができなくなったことに気が付いた。依頼者法人に説明をしたところ、青色欠損金の繰越控除が適用できないことによって生じた過大納付法人税額につき、税理士は依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 令和3年6月に、依頼法人の所轄税務署から税理士に電話照会があり損害が発覚した。

事故の原因

- 令和3年3月に平成30年1月期の期限後申告を失念したことは税理士に電子申告ソフトの操作ミスがあり、なおかつ、電子申告後の受信通知の確認を怠ったため。

税賠保険における判断

- 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除の規定は、連続して確定申告書を提出していることがその適用要件である。税理士は誤って平成30年1月期の申告よりも前に平成31年1月期以降の申告を行った。そのため、平成30年1月期に生じた青色欠損金は繰越控除不能になった。
- 税理士の電子申告ソフトの操作ミスや確認懈怠が事故の原因であることから税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 青色欠損金の繰越控除が適用できないことによって生じた過大納付法人税額約40万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約10万円が保険金として支払われた。

所得拡大促進税制における給与等の範囲を誤ったことにより、 過大納付法人税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者法人の令和2年9月期の法人税の申告において、所得拡大促進税制の雇用者給与等支給額に賞与を加算し忘れるという単純なミスをし、適用要件を満たしていないという誤った判定の下に申告を行った。

実際には、賞与を含めて判定を行えば所得拡大促進税制の適用は可能であったため、過大納付することになった法人税額について、税理士が依頼者法人から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 令和3年9月期の申告書作成中に、税理士が過年度の申告内容の見直しを行った際に、適用要件の誤認および所得拡大促進税制の適用失念が発覚した。

事故の原因

- 雇用者給与等支給額の集計対象を誤るという単純ミスに加え、事務所内でそのような誤りをチェックできる体制がなかったため。

税賠保険における判断

- 雇用者給与等支給額に賞与を含めず適用要件の判定を誤ったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付法人税額約60万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約30万円が保険金として支払われた。

中小企業投資促進税制の適用失念により、 過大納付法人税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼法人の平成29年4月期から令和3年4月期の法人税確定申告にあたり、租税特別措置法第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除、以下「中小企業投資促進税制」という）の適用を失念した。

令和3年6月、塵芥車が中小企業投資促進税制の適用を受けられることが発覚した。

この結果、法人税の過大納付が発生し、当該過大納付法人税額について、税理士は依頼法人から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 令和3年2月、依頼法人が中小企業投資促進税制のセミナーを聴講したことで、依頼法人より塵芥車の税制優遇の適用可否について、メールにて質問を受け、税理士が規定及び車検証を確認したことにより発覚した。

事故の原因

- 税理士が、中小企業投資促進税制の適用を受けるため、塵芥車について中小企業投資促進税制の対象となる車両運搬具の普通自動車に該当するか確認を怠ったため。

税賠償における判断

- 税理士は、塵芥車が中小企業投資促進税制における適用がある車両運搬具に該当するか否かについて、車検証において、用途に特種と記載されていたことから普通自動車でなく大型特殊自動車であると判断し、中小企業投資促進税制の適用がある車両運搬具に該当しないと判断した。車検証の用途に特種と記載があったとしても、種別に普通と記載されていて、また、道路交通法施行規則別表第一の大型特殊自動車に記載がなければ、普通自動車という判断ができ、この確認を怠ったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 平成29年4月期から令和3年4月期までの中小企業投資促進税制の税額控除の適用を受けなかったことによる過大納付法人税額約340万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約310万円が保険金として支払われた。

※平成30年度税制改正前の事例です

小規模宅地等についての相続税の課税価額の計算の特例適用失念により、 過大納付相続税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、依頼者の相続税の申告につき、被相続人の唯一の相続人である依頼者が、非同居親族に該当し、被相続人の居住用宅地に小規模宅地等についての相続税の課税価額の計算の特例（以下、小規模宅地等の特例）を適用できたにもかかわらず、適用がないものと誤認し、これを適用せずに申告してしまった。

これにより、小規模宅地等の特例により減額できた相続税額につき損害が発生したとして、税理士が依頼者から損害賠償請求を受けた。

【追加情報】

令和2年3月 相続開始。

経過措置期間内（平成30年4月1日から令和2年3月31日まで）であるにもかかわらず、税理士は平成30年度税制改正により適用がないものと判断し経過措置期間の確認を怠った。

事故発覚の経緯

- 依頼者の配偶者の実母に相続が発生した際、小規模宅地等の特例の適用がある非同居親族には該当しない旨説明したところ、依頼者の配偶者より、納得ができないと抗議を受けた。そこで、再度適用要件を確認したところ、国外に家屋を持っている者は非同居親族に該当し、小規模宅地等の特例の適用が受けられることが判明した。

事故の原因

- 税理士が小規模宅地等の特例について検討を行った際に、依頼者が国外に家を持ち居住していたことから、小規模宅地等の特例の適用がある非同居親族には該当しないものと誤認したため。

税賠保険における判断

- 小規模宅地等の特例の適用要件についての確認を怠ったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付相続税額約300万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約270万円が保険金として支払われた。

相続税

未分割による相続税の申告書を提出後、 更正の請求を行うも請求期限を徒過していたため、 過大納付相続税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、未分割による相続税の申告書を提出したが、遺産分割の調停により分割が確定してすぐに資料を受け取っていたにも関わらず、分割後に申告期限から3年以内に行えばいいという思い込みのため、分割確定後4カ月以内に提出しなければならない更正の請求書の提出を失念してしまった。

期限の確認を失念して4カ月を超えて提出したため、更正の請求は認められなかった。

これにより発生した過大納付相続税額について、税理士が依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 更正の請求書を提出した際に、税務署から期限を徒過していると指摘されて発覚した。

事故の原因

- 税理士は未分割にて相続税の申告書を提出したが、分割確定後4カ月以内に更正の請求をしなければならないにも関わらず、分割後に申告期限から3年以内に行えばいいという思い込みのため、分割確定後4カ月以内に提出しなければならない更正の請求書の提出を失念したため。

税賠保険における判断

- 期限をしっかりと確認していれば更正の請求により小規模宅地等の特例の適用を受けることができたため、更正の請求期限の確認を怠り、期限内の提出を失念したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付相続税額約130万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した100万円が保険金として支払われた。

一般財団法人の均等割の計算を誤ったため、 過大納付法人県民税額及び過大納付法人市民税額が発生した事例

〈事故の概要〉

税理士は、平成23年5月期から令和2年5月期までの依頼者の法人県民税・法人市民税の確定申告において、一般財団法人設立時の純資産額を資本金等の額と考えて均等割の判定を行っていた。

一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く）の法人県民税及び法人市民税の均等割は、資本金等の額に応じる部分の税額は適用されず、最低税率により均等割額を計算すべきところ、誤って資本金等の額を有する法人として均等割の計算を行っていた。その結果、均等割額が過大となり過大納付法人県民税及び過大納付法人市民税（以下、過大納付県民税額等という）が発生した。

更正の請求により救済が可能である平成28年5月期から令和2年5月期分より以前の平成23年5月期から平成27年5月期までの過大納付県民税額等について、税理士が依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 依頼者から法人県民税・法人市民税の確定申告が過大申告になっているのではないかとの指摘があり、ミスが発覚した。

事故の原因

- 一般財団法人の均等割の計算方法の確認を怠ったため。

税賠保険における判断

- 税理士が、一般財団法人の均等割の計算を誤っていなければ、依頼者の過大納付県民税額等が生じなかったため、均等割の計算方法の確認を怠ったことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 一般財団法人の均等割の計算誤りによって生じた平成23年5月期から平成27年5月期までの過大納付県民税額等約60万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約30万円が保険金として支払われた。

住宅ローンの要否について助言を誤ったことで、 居住用財産を買い替えた場合の譲渡損失の損益通算及び 繰越控除の特例の適用をできなかった事例

〈事故の概要〉

税理士は、居住用不動産の買い替えを検討していた依頼者から、新しい自宅を購入するにあたって住宅ローンの借入れをした方がよいかについて相談を受けた。この相談に対し、税理士は、住宅借入金等特別控除の控除率は住宅ローンの年末の残高の1%であり、住宅ローンに組む手数料もかかるためそれほどメリットはない旨回答したところ、依頼者は借入れを行わなかった。

その後、旧自宅の売却により譲渡損失が発生したが、住宅ローンの借入れがなかったため、居住用財産を買い替えた場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除の特例の適用ができないうちに気づき、依頼者に報告したところ、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 旧住宅の売却により譲渡損失が発生した際に、税理士が要件を再確認したことで発覚した。

事故の原因

- 住宅ローンの借入れの相談の際に、住宅借入金等特別控除のみに注意がいき、居住用財産を買い替えた場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除の特例についての認識が欠如していたため。

税賠保険における判断

- 相談を受けた際に税理士が正しい助言を行っていれば、依頼者は住宅ローンの借入れをし、本特例の適用を受けることができたことと認められることから、税理士に責任ありと判断された。

また、税務上の観点から住宅ローンの借入れを行うべきか否かの相談は、課税要件の事実発生前に行う税務にかかわる指導・助言に該当することから、事前税務相談業務担保特約の保険金支払い対象となった。

支払保険金

- 過大納付所得税額から住宅ローンの借入れをすれば負担したはずの金利を控除した約390万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約360万円が保険金として支払われた。

相続税

小規模宅地等の特例の適用に際し、 依頼者に申告期限までの継続・保有の説明を怠ったことにより 特例が適用できなくなり、過大納付相続税額が発生した事例

〈事故の概要〉

平成30年9月、依頼者は、被相続人が所有する賃貸用マンション一棟を相続により取得した。上記建物の敷地は被相続人の相続財産の中で唯一小規模宅地等の特例が適用できる宅地であった。

税理士は、依頼者の相続税申告につき、貸付事業用宅地に小規模宅地等についての相続税の課税価額の計算の特例（以下、小規模宅地等の特例）を適用して申告したが、当該宅地に小規模宅地等の特例を適用するため、依頼者にその適用要件である申告期限（令和元年7月）までの事業継続、保有継続の説明をすべきであったがこれを行わなかった。そのため、相続人は申告期限前に当該マンションを売却してしまった。

これにより、小規模宅地等の特例の適用ができなくなり、税理士は依頼者より、「正しい説明を受けていれば申告期限前に売却はしなかった」として、小規模宅地等の特例により減額できた税額について損害が発生したとして、税理士が依頼者より損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 税務署に相続税申告書を提出したのち、税務署から書面添付による意見聴取を受け、過誤が発覚した。

事故の原因

- 税理士は、上記宅地に小規模宅地等の特例を適用すべく、依頼者にその適用要件である申告期限（令和元年7月）までの事業継続、保有継続の説明をすべきであったが、この説明をしなかったため。

税賠保険における判断

- 宅地に小規模宅地等の特例を適用すべく、依頼者にその適用要件である申告期限（令和元年7月）までの事業継続、保有継続の説明をすべきであるところ、これを失念したことは、税理士に責任ありと判断された。

支払保険金

- 過大納付相続税額約2,500万円から税効果による回復額約300万円を差し引いた約2,200万円を認容損害額とし、免責30万円を控除した約2,170万円が保険金として支払われた。

消費税の確定申告を失念したが、 消費税の過大納付は発生しなかった事例

〈事故の概要〉

税理士は、平成29年3月、依頼者が法人を設立すると同時に関与を開始した。

依頼者法人が、平成30年12月期（第2期）の特定期間（平成29年3月から8月までの6カ月）の課税売上高及び給与等について、共に1,000万円を超えたことにより課税事業者となったにもかかわらず、税理士は平成30年12月期（第2期）の消費税確定申告を失念した。

令和2年4月、税務調査により、平成30年12月期（第2期）の消費税確定申告書が無申告であること指摘され、税理士の申告失念が発覚した。これにより、税理士は依頼者より損害賠償請求を受けた。

事故発覚の経緯

- 税務調査により、平成30年12月期（第2期）の消費税確定申告書が無申告であること指摘され、税理士の申告失念が発覚した。

事故の原因

- 依頼者法人が、平成30年12月期（第2期）の特定期間の課税売上高及び給与等について、共に1,000万円を超えたことにより課税事業者となったにもかかわらず、税理士が平成30年12月期（第2期）の消費税確定申告を失念したため。

税賠保険における判断

- 賠償請求された消費税（本税）は、税制選択その他の事項に関する税理士の過失がなかったとしても、依頼者が納付する義務を負う本税（本来納付すべき本税）であり、税理士職業賠償責任保険の支払対象外となる。また延滞税、加算税も支払対象外となる。（税理士特約条項5条）

株式会社 日税連保険サービス

〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階